

町村週報

(町村の購読料は会費
の中に含まれております)

2394号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486
 発行人 谷合靖夫：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 -8 -47697

http://www.zck.or.jp



夕刻の菜の花

~~~~~もくじ~~~~~

活 政 情 情 随 情

動 策 報 報 想 報

|                               |      |
|-------------------------------|------|
| 山本会長 地方分権改革推進会議で意見「全国町村会」     | (1)  |
| 農林水産省における地方とのコミュニケーションの推進について | (2)  |
| カブセルNOW&NEW                   | (3)  |
| 新任都道府県町村会長の略歴(高知県)            | (4)  |
| 伊予路に春を呼ぶ                      | (5)  |
| 政策リーダー                        | (6)  |
| 愛媛県町村会会長・双海町長 丸山勇三            | (7)  |
| 閑話休題                          | (8)  |
| 私は、かねがね、外に向                   | (9)  |
| かって区域を拡大するなら                  | (10) |
| ば、従来以上に内における地                 | (11) |
| 域自治の充実を図る必要があ                 |      |
| ると指摘してきた。区域を広げ                |      |
| と、周辺地域が寂れるとか、自治が              |      |
| 遠のくという見方があり、それを               |      |
| もって合併を見送ろうとする動きが              |      |
| あるが、それは、構想力と手法が貧              |      |
| 困であるからではないかと思う。               |      |
| もし、現下の状況を熟慮し、将来               |      |
| を展望したうえで合併を決断するな              |      |
| らば、必ず、                        |      |
| これまで各町                        |      |
| 村ががんばっ                        |      |
| て築いてきた                        |      |
| 地域の個性と自治の実績を生かす工              |      |
| 夫をすべきである。                     |      |
| 合併は、複数の自治体が一につ                |      |
| なつて、その活動を統合していくこ              |      |
| とでもあるから、合併後は、よほど              |      |
| の手立てを講じておかないと、一般              |      |
| には「均衡ある地域(旧市町村)」の             |      |
| 発展はむずかしくなる。そこで、               |      |
| 合併に際し、次のような地域自治の              |      |
| 充実を図る制度的な工夫を検討して              |      |
| みてはどうだろうか。                    |      |
| 合併後の新議会の議員定数のう                |      |

## 閑話休題

私は、かねがね、外に向  
 かって区域を拡大するなら  
 ば、従来以上に内における地  
 域自治の充実を図る必要があ  
 ると指摘してきた。区域を広げ  
 と、周辺地域が寂れるとか、自治が  
 遠のくという見方があり、それを  
 もって合併を見送ろうとする動きが  
 あるが、それは、構想力と手法が貧  
 困であるからではないかと思う。  
 もし、現下の状況を熟慮し、将来  
 を展望したうえで合併を決断するな  
 らば、必ず、

## 合併と地域自治の充実策

これまで各町  
 村ががんばっ  
 て築いてきた

地域の個性と自治の実績を生かす工  
 夫をすべきである。

合併は、複数の自治体が一につ  
 なつて、その活動を統合していくこ  
 とでもあるから、合併後は、よほど  
 の手立てを講じておかないと、一般  
 には「均衡ある地域(旧市町村)」の  
 発展はむずかしくなる。そこで、  
 合併に際し、次のような地域自治の  
 充実を図る制度的な工夫を検討して  
 みてはどうだろうか。

合併後の新議会の議員定数のう

ち、一定数を旧市町村単位で選挙  
 し、議会における地域の意思を反映  
 させる仕組みとする。これは、選挙  
 区制度を導入し、地域選出の議員を  
 確保することである。

合併特例法に規定されている  
 「地域審議会」を採用し、これを恒常  
 化する。審議会のメンバーに、地域  
 選出議員が加わり、全面的な地域住  
 民参画の場とする。地域審議会の審  
 議結果を議会と首長が最大限尊重す  
 ることを条例で義務づける。

合併後の  
 行政組織とし  
 て、例えば  
 「地域局」を置

き、地域のニーズに根ざした一定の  
 事務事業 必要なら府県からも移管  
 を執行する職員と予算を付与する。  
 その局長の人選に際し、地域住民の  
 意向を反映させる工夫(例えば住民  
 面接)をする。

地域自治を充実する意思・意欲を  
 持たずに市町村が、やむを得ず合併  
 しても不平不満ができて地域がよ  
 くならないのではなからうか。

(千葉大学教授・東京大学名誉教授

大森 彌)

## ●写真募集●

本誌用紙に掲載の写真を募集してい  
 ます。  
 四季折々の風物や行事など適当な写  
 真がありましたらご寄贈下さい。(写  
 真には題名、町村名を付して下さい)  
 なお、採否は当方に一任願います。

送り先: 全国町村会・広報部

## 全国町村会

## 山本会長 地方分権改革推進会議で意見

地方分権改革推進会議議長・西室泰三東芝会長は三月二十八日、全国町村会、全国知事会の各代表者から同会議が昨年十二月に公表した事務事業の見直しに当たっての基本的な認識、重点的に審議を行うべき分野などについてとりまとめた「中間論点整理」に対する意見、追加要望等のヒアリングを行った。

全国町村会の山本会長（福岡県添田町長）は、中間論点に対する意見をはじめ、新たな権限移譲、今後の市町村制のあり方、町村における税財源、地方交付税、農山村の公営的機能維持、地方における持続的な雇用の確保、医療保険制度改革等、町村が直面している重要政策課題について意見陳述を行った。

山本会長の発言要旨は次のとおり。

## 山本会長発言要旨

全国町村会長の山本でございます。本日は、発言の機会を与えて頂きまして、ありがとうございます。

今回私の方から意見を述べさせていただきますことにつきましては、是非ご理解をしていただき、採択できるものにつきましては積極的に取り上げていただきたいと思います。

## 一、中間論点整理に対する意見

まず、はじめに昨年十二月の「中間論点整理」に対する意見についてでございます。全国知事会からもご説明があったかと存じますが、私ど

もが役員の町村に対し実施した調査結果や、役員の町村長から直接、寄せられました意見をまじえながら申し述べたいと思います。

最初に、この分権改革を進めるにあたりましては、都市部に偏り中山間地の疲弊につながるのではないよう、小規模自治体の現状を十分調査した上で審議に当たって頂きたいと思っております。

また、地方税財源の確保につきましては、地方に体力がなければ、国は丈夫になれず、国と地方の税財源の配分を変えなければ、地方の活力は望むべくもない、といったもったもな意見が寄せられております。これらの点につきまして、是非とも念頭に置いて頂きながら、今後の調査審議を進めて頂きますようお願い申し上げます。

個別の分野につきましては、社会資本整備の関連と消防行政につきまして申し上げます。

現在、海岸保全につきましては、国土交通省の河川局、港湾局、農林水産省の農村振興局、水産庁と四つの部局にまたがっており、漁港等を整備する際、管轄の変更などに時間を要し、スムーズにいかないことから、縦割りを廃した制度の一元化と

整備財源の地方への移譲が必要であるとの意見がございます。

また、消防行政に關しましては、最近、災害の大規模・複雑化やテロ対策等、予測しがたい災害への的確な対応が迫られておりますが、地方の小規模な消防体制には財政負担や設備・資器材等の面で限界があり、広域的な対応や応援体制の整備を含めた多面的・総合的な検討が必要であると考えます。

私自身、先頃、消防庁に発足いたしました「常備消防のあり方研究会」の委員に就任したところであり、この問題について大きな関心を抱いている所であります。

## 二、新たな権限移譲について

次に新たな権限移譲についてですが、昨年十月のこの場でも申し上げ、「中間論点整理」にもその指摘が反映されました農地転用や農業振興地域の指定、保安林の指定解除、といったまちづくりに関する土地利用規制の権限につきましては、原則として市町村に全て移譲すべきであることを改めて申し上げておきます。

地域の土地利用につきましては、その地域の実情に精通している自治体の判断に委ねる方が合理的であ



意見を述べる山本全国町村会会長

## 活 動

り、新たな権限移譲としてこれが実現すれば非常に大きなインパクトをもって歓迎されるであろうと考えます。

## 三、今後の市町村制のあり方について

次に、今後の市町村制のあり方についてであります。

地方分権一括法により従来の機関委任事務が自治事務と法定受託事務に分けられました。

しかし、町村にとっては、都市計画行政など一部の事務を除き大きく変わったところがないばかりでなく、分権一括法で町村に移譲された事務はわずか七項目であり、それも犬の登録や狂犬病の予防注射済票の交付など、基幹的な業務とはとても言い難い、従来からやってきたものばかりであります。

その一方で、受け皿の整備として市町村合併の推進を生み出す結果となったように思います。

町村には分権をやってもそれを実施する能力がない、その能力を高めるためにも合併が必要であるということが言われております。そのような議論が合併の推進を生み出す結果になったと認識しております。

全国町村会は、これまでも合併についての理念を示すべきことと併せて、強制でない自主的な合併を主張して参りましたが、最近では数値目標まで示されることとなり、もはや強制に近いものとなってきております。

改革には痛みを伴いますが、その成果として、将来の夢も同時に期待

できるものでなければなりません。物理的、経済効率的な見地ばかりが先行し、その地域に人が住み暮らしていることを忘れているのではないのでしょうか。

例えば人口五万人を超える村がある一方で六千人余りの市があるというように、市町村制そのものが意味をなさない状況が生じているにもかかわらず、制度そのもののあり方を見直しをしないで、人口規模のみに着目した市町村合併一辺倒の政策は、地方分権の趣旨に反する中央集権化にほかならないと考えます。

このままでは、町村のみならず地方全体が衰退し、やがては壊滅しかねないという危機感を募らせております。

それぞれの町村は、歴史的な経緯、文化・風土や地理的条件等が異なっており、将来にわたる地域のあり方や住民生活に大きな影響を及ぼす市町村合併は、関係市町村の自主的な判断を尊重することが何よりも重要であると思います。

もとより、全ての合併を否定しているわけではありません。小さな地域の中に行政区域が分らないほど市街地が連たんしている地域などは、合併になじむものと思われませんが、一方で、中山間地域など急速な合併になじみにくい地域もあります。

このような中山間地域等には、むしろ現行の広域連合の活用を検討し、制度の不備や欠点の解消と同時に、権限と責任の強化を図る法改正等を行い、当面の事務事業の実施に

対応できる体制を整えた上で、将来的な合併気運の醸成を図る、という対応も必要であると考えます。この広域連合の拡充策といたしましては、

従来の市町村には基礎的事務を残す広域連合の首長は公選制とするハード事業等は広域連合で行う農業及び農村の持続的な発展のため、農業振興地域整備基本方針の作成や農業振興地域の指定、農用地区域内の開発許可、農地転用許可等の権限の移譲を行う

その他、都市計画、保安林の指定解除等、土地利用規制に係る権限と財源について都道府県からの大幅な移譲を行うといったことについての検討が必要であると考えます。

この既存の広域行政制度の拡充による、いわば緩やかな合併を目指すことは是非も行政体制整備の現実的な対応として論じられるべきであると考えます。

私自身も福岡県で、七二の市町村で広域連合をつくって介護保険を実施しております。その際外部の方から言われるのは、加盟している市町村が少し無関心すぎて責任を持つているのかと批判されているところがございます。実際はそのようなことにはなっておりませんが、いま申し上げたような法改正をすることによって広域連合が効率的な運営ができると思います。是非ともご検討いただきたいと思います。

また、市町村の再編ばかりでなく、都道府県も含めた再編の検討を

同時に進めなければ、国が目指すような広域的な視点に立つたまちづくりはできないのではないかと思います。合併は町村ばかりが言われているような感じがいたしますのでこの考慮頂きたいと思います。

最近、県境を越えた自治体の合併が新聞などを中心に話題となっているのも、都道府県制を前提とする現在の合併推進策と現場の広域化ニーズに隔たりがあるからだと思います。

いずれの場合におきましても、行政、産業、雇用、教育、文化、福祉等の面において、それぞれの地域で自立しうる権限と財源を付与し、住民が将来に誇りと魅力を抱くことができる地域づくりを目指すことが何よりも重要であります。

とりわけ、中山間地域では、管理の粗放化に伴い、農林地のもつ国土・自然環境保全機能の低下が一層進んでおり、これを防止することが、わが国の将来のためにも大変重要であります。

世界の先進国が農業基盤の安定に立脚していることや、わが国の食料自給率の低下に鑑みますと近い将来、食料危機に対応できないことが予想され、広域連合制を再構築し、土地利用の広域的な管理・調整や集約化が可能な制度に改善し、併せて、後継者対策を強化し農林漁業従事者の永続的な確保を図る必要があります。

このような場合におきましては、土地利用権の見直しや税制上の優遇措置の他、国等の財政措置等が必要

## 活 動

であると考えます。

しかし、以上のような制度改正によっても、なお広域化の対応が困難な離島や山間地域等については、さらに状況を踏まえながら検討を加える必要があるかと思えます。

## 四、町村における税財源について

次に、町村における税財源についてであります。

地方分権時代にふさわしい税財源のあり方として、国から地方への税財源の移譲の必要性は、地方関係者の共通の認識であります。

しかしながら、昨年十二月に内閣府から発表された、「平成十三年年度年次経済財政報告」には、一例として所得税の一部を住民税として、また、消費税の一部と合わせて七兆円を地方に移譲し、一方において地方交付税を同額減額した場合のシミュレーションが示されております。

これによりますと、市町村の人口比では約四割が不交付団体の住民となる一方で、一兆七千億円の超過財源が生ずること、財政力の弱い市町村には効果が少ない旨の言及がなされており、一例としながらも政府において発表されたこの報告に対しては、課税客体に乏しくかつ人口の少ない町村にとって、交付税の見直しとともに、大きな不安を抱かざるを得ません。

税源移譲による地域格差を認識するのであれば、早急に税源移譲と財政調整機能を組み合わせた地方税財

源の充実確保策を具体化しなければ、配慮に欠けるものと言わざるを得ません。

これらのことを考えますと、少なくとも人口と事業者数のみに着目した現行消費税の配分基準の見直し等が必要ではないかと思えます。

これまでも申し上げておりますが、地方分権をさらに進める上では、国庫補助金の原則廃止と地方一般財源化を同時に進め、その交付税化を検討すべきであります。

ただし、道路特定財源につきましては、遅れている町村道の整備を促進するため、所要財源の確保を図る必要があることを付け加えておきます。

## 五、地方交付税について

次に、地方交付税についてですが、私もこれまで、地方分権推進委員会の最終報告等の趣旨に沿って交付税の算定方法の簡素化のため、段階補正や事業費補正が見直されることにつきまして、一定の理解を示してきたところであります。

しかしながら、先般示された段階補正の見直しによる人口規模別の目安を見たとき、市町村合併が同時並行的に進められていることもあって、町村長の中には合併推進の「ムチ」と受け止めている向きが多いというのが現状でございます。

このため、合併を検討する町村は、いま増加傾向にあります。国が掲げる、合併のための財政措置が本当に保障されるものなのか、多くの町村長が懸念を抱いております。

さらに付け加えますと、現在、合併を検討する自治体間の公債費の負担格差、これはたとえば産炭地域の町村や同和事業を実施した町村と山村の町村との合併の障害になっております。と申しますのは先に挙げた二つの例の町村は負債残高が大きく、山村の町村は比較的小さいため合併をする上で調整上の障害になっており、それを負担格差と申し上げておりますが、このことにとどように対応したらよいかを町村長は深刻に考えております。その起債残高に対する利子相当額を特別交付税で措置することになっておりますが、債務そのものの格差が合併の障害となっておりまして、ご配慮いただきますようお願いいたします。

先ほどの国から地方への税財源移譲による税源偏在問題とも関連し、現行の交付税制度のままで、市町村人口の多寡に比例した配分へと見直しされることとなり、その財政力格差は一層拡大することが予想され、町村のみならず、結果として地方への財源の締め付け、例えて言うところと兵糧攻めと受けとられることとなります。

ますます進行する国土・自然環境保全機能の低下を誰が防止するのか。我々人間は自然に生かされているという発想を持たなければなりません。自然を守ることは、我々が安心して暮らしていくためのナショナルミニマムであります。いまの政府にはこの視点が大きく欠落しているのではないのでしょうか。

我々町村は、自然と共存しながら、食料や水の供給、大気の保全、国土の管理といった森林や農地の持つ公益的な機能の維持に努めております。したがって、交付税の算定に当たりましては、森林面積等を加味する等、国土や自然環境の保全管理に果たしている役割を適切に評価して頂くよう強く要望いたします。

部分的な見直しは、つぎはぎだらけの古着の補修に終わる可能性があります。

また、段階補正等の見直しと合併推進とを関連付けますと、人口規模のさらなる見直しに発展する恐れがあります。

これらのことを踏まえ、地域格差の是正はできないが、住民が公的に受けるものの格差をつくってはならないと考えますので、現行の交付税のもつ財政調整機能と財源保障機能は、絶対に維持すべきであり、また、税源移譲を行っても税源の偏在構造は変わりませんから、交付税の役割は一層重要となります。

この点につきまして、是非ともご理解を賜りたいと存じます。

## 六、農山村の公益的機能維持のために

次に、農山村の公益的機能の維持についてですが、

前回、昨年十月にも申し上げましたが、森林の公益的機能の評価額は日本学術会議が出した答申によりますと、年間七〇兆円にもなります。農山村が担っている国土・自然環境

## 活 動

の保全・管理などの公益的な機能は計り知れないものがあります。

自主課税権の拡大に伴いまして、法定外税等の検討が各地で進められておりますが、全国町村会といったしましては、森林やダムによる水の供給に着目して、森林水源利用税等の検討を進めることとしております。

## 七、地方における持続的な雇用の確保について

次に、地方における持続的な雇用の確保についてですが、雇用場の確保の問題は、必ずしも都市だけの問題ではなく、むしろ大都市部を中心とした労働市場の供給飽和に問題があるのではないかと思っております。

例えば、和歌山県が試行しているワークシェアリングによる森林保全にみられるような、広く国土・自然環境保全の視点から国・地方が連携と工夫を重ねながら、持続的な雇用の確保を今後、検討すべきであると考えます。

## 八、医療保険制度改革等について

最後に、医療保険制度改革等について申し上げます。

昨年十月のヒアリングにおいて、市町村国保事業の厳しい現状を説明し、医療改革としての医療制度の一本化の必要性について意見を申し上げます。

その後、国会議員をはじめ関係方面に対し、全国市長会等とともに要

望活動を行いました結果、昨年十一月の政府与党社会保障改革協議会の「医療制度改革大綱」において、「医療保険制度の一元化」について言及がなされました。

また、今般の「医療制度改革に関する政府与党合意」におきましても、「保険者の統合及び再編を含む保険制度の体系のあり方」について、「政府は将来にわたって医療保険制度の安定的運営を図るため、平成十四年度中に検討を進め、基本方針を策定するものとする」とされたところであります。

この点につきまして、委員の皆様にも御礼申し上げます。

一本化に向けた位置付けはなされましたが、政府はできるだけ早く具体的なプログラムを提示すべきであり、引き続き医療制度の一本化等のため、委員の皆様のさらなるご理解とご支援をお願い申し上げます。

そもそも、医療保険制度はナショナル・ミニマムのあり方の問題でもあります。こうしたナショナル・ミニマムの制度改革にあたりましては、国はあらかじめ地方の意見を聴取し、合意の上で進めることを基本とすべきであります。

また、介護保険につきましては、現在非常に心配されております第二の国保となるのではないかとということがございます。第二の国保になる最大の要素は、低所得者対策であります。これを下手にやるとそれが引き金になり第二の国保になるという懸念が現場の町村長から寄せられ

ており、今後そういった懸念が広まるのが考えられます。このことへの対応について十分考えてゆく必要があると思いますので、財政措置を中心とした支援策の拡充・強化を図ることによって、町村長の心配をなくすようにしていただきたいと思っております。

もうひとつは、医療費が昨年平均二・七%削減されることとなりましたので、この医療に伴って介護費用は定められておりますから、医療費は介護と関連するところの部門がかなり下がるが予測されております。介護費用についても関連性の強いところなどを中心としてできるだけ早く、平成十五年度から改訂をすることにになっておりますけれども、それでは間に合いませんので、本日は四月から改訂していただきたいのですが時間的に無理ですから、十四年十月から介護費の改正を医療に伴って行っていたいただきますよう配慮方お願いいたします。

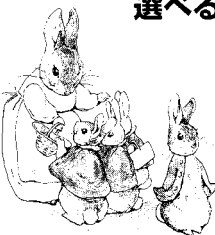
以上、多くの問題について意見を申し上げますが、我々町村が直面している課題は、極めて困難なものばかりであります。我々はそのことを十分認識しており、また、その課題に正面から取り組む決意であります。

最後に、地域の繁栄なくして国土は維持できず、また、わが国の繁栄もあり得ないということを是非ともご理解頂きますようお願い申し上げます。私の意見を終わります。本日は、ありがとうございました。

三菱信託銀行

MTFG

選べる、ふやせる、商品いろいろ。



©Frederick Wirth &amp; Co. 2003. Licensed by ©Copyright Group

投資信託

外貨定期

グローバル

スーパー定期

スプリング

ヒット

商品のくわしい内容は、窓口の説明書でご確認ください。

本店 電話03-3212-1211

お客様からの100の課題に、  
100の答えを示せる銀行でありたい。

- 信託業務 ●預金・為替業務 ●融資業務
- 年金業務 ●不動産業務 ●証券業務
- 個人財産総合コンサルタント業務



中央三井信託銀行

## 農林水産省の地方提案推進室一覧

|           |                                                  |
|-----------|--------------------------------------------------|
| 農林水産省     | <b>地方提案推進室</b><br>TEL 03-3502-8111 (内線2426、2427) |
| 〒100-8950 | 千代田区霞が関1-2-1                                     |
| 東北農政局     | <b>農政提案窓口</b><br>TEL 022-263-0564                |
| 〒980-0014 | 仙台市青葉区本町3丁目3番1号 仙台合同庁舎                           |
| 関東農政局     | <b>農政提案窓口</b><br>TEL 048-740-0017                |
| 〒330-9722 | さいたま市北袋町1丁目21の2<br>さいたま新都心合同庁舎2号館                |
| 北陸農政局     | <b>農政相談所</b><br>TEL 076-232-4206                 |
| 〒920-8566 | 石川県金沢市広坂2丁目2番60号 金沢広坂合同庁舎                        |
| 東海農政局     | <b>農業政策相談窓口</b><br>TEL 052-201-7271 (内線2322)     |
| 〒460-8516 | 名古屋市中区三の丸1-2-2                                   |
| 近畿農政局     | <b>政策提案推進室</b><br>TEL 075-414-9037               |
| 〒602-8054 | 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町<br>京都農林水産総合庁舎           |
| 中国四国農政局   | <b>地方提案相談室</b><br>TEL 086-224-9400               |
| 〒700-8532 | 岡山市下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎                           |
| 九州農政局     | <b>政策提案推進室</b><br>TEL 096-353-7358               |
| 〒860-8527 | 熊本市二の丸1番2号 熊本合同庁舎                                |
| 北海道開発局    | <b>農林水産提案推進室</b><br>TEL 011-709-2352             |
| 〒060-8511 | 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎                            |
| 沖縄総合事務局   | <b>農林水産部地方提案推進室</b><br>TEL 098-862-1459          |
| 〒900-8530 | 那覇市前島2-21-7                                      |

## 農林水産省における

## 地方とのコミュニケーションの推進について



農林水産業は、天候や地勢などの自然条件に影響されることが多い産業であり、地域ごとに事情が異なることから、農林水産施策については、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえ、連携・協力して実施していくことが必要となっています。

また、食料の安全・安心に関する国民の信頼の回復を図り、都市と農山漁村の共生と対流により、地域社会の健全な維持・発展と新たな可能性を切り拓いていくためには、地方公共団体はもとより、消費者、生産者、食品産業事業者等様々な方々のニーズや意見を把握し、意見交換をしながら政策を形成していく必要があります。

こうした考えに立ち、昨年五月に、農林水産省では地方提案推進室を農林水産本省及び各地方農政局等に設置しました。農林水産省と地方公共団体の関係を、従来の「陳情」や「要望」をする、受けるというのではなく、地方公共団体から地域の实情に即した政策提案をしていた

き、建設的な意見交換をすることにより、国と地方公共団体が対等な関係に立ち、それぞれの役割分担を踏まえた効果的な農林水産施策を展開していくことができたからです。

農林水産本省の地方提案推進室の利用状況(設置から三月末日まで)は、意見交換会については、八二回(参加人数…提案者一三四六人、農林水産省七二六人)で、このうち九回は市町村の方々と行った意見交換会です。

また、二月二十日には、武部農林水産大臣を総括本部長、遠藤副大臣を本部長とする「地方とのコミュニケーション推進本部」を設置しました。

同本部は、地方公共団体及び地方の農林水産関係団体等からの地域の

实情を踏まえた建設的な政策提案を促進し、これらの政策提案をもとに地方公共団体等と農林水産省、地方公共団体等と都市住民等との間でのコミュニケーションを活発化するため設置したものです。

当面の具体的な取組内容としては、地方公共団体からの政策提案を受け身的に待つばかりでなく、特定のテーマを設定して意見を募集する政策提案会の開催、各都道府県農林水産主務部長から政策提案をいただくための会議の開催(四月十九

## 政 策

## 地方提案推進室（農林水産本省）の利用状況

(平成13年5月から平成14年3月までの累計)

## ○ 提案主体別意見交換会の開催状況（82件）

| 都道府県 | 都道府県議 | 市町村 | 市町村議会 | 土地改良団 | 農業者の団体 | その他 |
|------|-------|-----|-------|-------|--------|-----|
| 14   | 5     | 9   | 3     | 7     | 17     | 27  |

## ○ 提案主体別提案書の提出状況（210件）

| 都道府県 | 都道府県議 | 市町村 | 知事会 | 広域的組織 | 県農業会議 | 県土地連 | その他 |
|------|-------|-----|-----|-------|-------|------|-----|
| 78   | 10    | 14  | 13  | 77    | 4     | 4    | 10  |

日、農林水産大臣等が出席して行う「食と農を語り合う会」（農林水産省版タウンミーティング）の全国九ヶ所での開催（第一回…三月三十日岡山市、第二回…四月二十一日金沢市）、地方農政局、食糧事務所、森林管理局等が行う各種意見交

## 食と農を語り合う会（農林水産省版タウンミーティング）の開催予定

| 日程       | 開催場所  | 出席予定者   |
|----------|-------|---------|
| 3月30日（土） | 岡山市   | 武部大臣    |
| 4月21日（日） | 金沢市   | 宮腰大臣政務官 |
| 5月下旬     | 札幌市   |         |
| 6月中旬     | 仙台市   |         |
| 6月下旬     | 京都市   |         |
| 7月中旬     | 名古屋市  |         |
| 7月下旬     | 熊本市   |         |
| 9月下旬     | さいたま市 |         |
| 10月下旬    | 那覇市   |         |

換会の開催等があります。同本部の下、農林水産省をあげて、地方公共団体、地域住民等とのコミュニケーションを進めていくとしていきます。地方からの建設的な提案等をお待ちしています。

M's Action.

## カエレル、バクトル。

ないうがじゆうじさいにカエレルあたらしいセイメイホケン、でびゅー。なまえは「ザ・バクトル」。カエレルから、ながーくつきあえる。カエレルから、はいつたあとでこうかいしなレ。「ザ・バクトル」が、セイメイホケンのかんがえかたを、カエル。のです。



カエレル生命保険「ザ・バクトル」は、実は、みっついろい。

## ① カエレル

ザ・バクトルは、ご加入後も人生の変化に応じて、保障内容や保険料を「カエレル」。高い自由度をもった、変化の時代を生きるための保険です。

## ② ツロワッテル

ザ・バクトルは、ツロワッテル機能（1泊2日からの入院保障、がん介護の保障）、ツロワッテル機能（すぐれた貯蓄機能）、積立金を自由に引き出せる機能など、いろいろな「ツロワッテル」安心の保険です。

## ③ オリジナル

ザ・バクトルは、オリジナル割引制度、ベシ明なM-VAセットプラン（平成14年4月から）、多様なアフターサービスで1人1人をサポートする「Cross Communication」等、「ツロワッテル」なサービス満載の保険です。



生命保険をカエレル。三井生命の「ザ・バクトル」  
<http://www.mitsui-seimei.co.jp/>



## 情 報

## カプセル Now &amp; New

エコアクション  
プランを策定 栃木県  
高根沢町

町は、平成十四年度から五年間で、温室効果ガスを5%削減することを目標にした「高根沢町役場環境保全率先実行計画（たかねざわエコアクションプラン）」を策定した。町の組織と町立小中学校が対象で、電気や水道、庁舎燃料使用量の削減を率先して実行していく。

役場内に大型  
ディスプレイを設置 群馬県  
榛名町

地域インターネット導入促進事業を推進している町は、役場一階の町民ホールに五十二インチの巨大タッチパネル式ディスプレイを設置し、インターネットが利用できるようにした。また、文化会館や町営宿泊施設四か所にも十四インチのディスプレイを導入した。

シルクの里振興公社 山梨県  
豊富村

主要産業だった養蚕に携わる農家が減り、未使用の桑畑が多く残っている村は、東八西部商工会、笛吹農協と共同で財団法人シルクの里振興公社を設立した。農地の有効活用を図っていくとともに、村営道の駅や宿泊施設「シルクふれんどりい」の効率的経営を行うようにする。

故・三波春夫さんの  
銅像を建立 新潟県  
越路町

町は、町出身の国民的歌手で名誉町民でもある故・三波春夫

さんの功績をたたえようと、三波さんの生家近くの塚野山公園内に高さ二・二五mの銅像と「チャンチキおけさ」の歌碑を建立する。除幕式は三波さんの命日の四月十四日に行う。

公有林を希望者に  
貸し出し 長野県  
小海町

町の北牧財産区は、八ヶ岳のすそ野に広がるカラマツの公有林を希望者に貸し出す事業に取り組んでいる。森林の手入れなどを通して、都会の人に自然と触れ合ってもらうのが目的。一区画約三千平方mで五十区画募集。利用料は年間二万円、利用期間は四月から三年間。

地域学習講座  
「千年の学校」を開校 静岡県  
本川根町

町は、町の文化、歴史、自然を再認識し、地域を活性化させる人材を育成するための学習講座「千年の学校」を開校している。初年度は基礎講座として毎月一回、町の全容を理解するために「地域講座」「歴史講座」など十講座を開講。町内のその道の達人が講義を行っている。

水陸両用のホーバー  
クラブト一艇を導入 愛知県  
大口町

町は、水害対策の一環として、水陸両用のホーバークラブト一艇を導入した。救助器具や赤色回転灯などを装備した防災専用艇で、小回りが利く二人乗り。平成十二年の東海豪雨を教訓に愛知県が制度化した水害対策設備整備費助成金を利用して購入し、町消防団に配備した。

全職員を対象に  
救命講習を実施 大阪府  
島本町

町は、職員研修の一環として全職員を対象に救命講習を実施した。職員は救急医療システムに関する講義と人工呼吸法や心臓マッサージなどの実習を受け、初歩的な心肺蘇生の応急処置が行える技術を身に付けた。住民にも消防本部で行っている講習への参加を呼びかけている。

伝統のネギ復活  
に向け事前準備 奈良県  
川西町

観世流能楽の発祥地であり、「能面と一緒に一束のネギが天から降ってきた」との伝承があるほどネギ栽培が盛んな町は、戦前まで栽培されていた結崎（ゆづぎ）ネギと呼ばれるネギを復活させようと、研究会立ち上げの事前準備を進めている。町の名産に育てていくのがねらい。

「二〇〇〇年版ISO  
9001」の認証を取得 鳥取県  
羽合町

町は、国際標準化機構が定める品質保証の国際規格「二〇〇〇年版ISO9001」の認証を取得した。住民サービスの向上や職員の意識改革のための「羽合町品質マニュアル」を作成し、各課の業務の流れなどを示した手順書により業務がスムーズに進むようにしている。

イ草栽培の  
保存事業を推進 岡山県  
早島町

畳表の原料となるイ草の産地として知られていた町は、四五〇年以上続いてきたイ草栽培の伝統を守っていくためイ草栽培

のボランティアを募集し、保存事業に乗り出している。役場近くの水田を借り、元栽培農家の指導のもと、栽培から刈り取り、天日干しまでを体験する。

職員有志による  
政策法務研究会を設置 長崎県  
北有馬町

住民のニーズに合った個性的なまちづくりに取り組もうと町では町職員の有志が政策法務研究会を設置した。基本的には勤務時間外の自主的な勉強会とし、外部から講師を招いて政策立案能力の向上に必要な基礎知識の習得や条例の研究などを進めていく。

新築アパートの  
固定資産税の補助制度を新設 大分県  
国東町

町は、町内で新築された賃貸住宅を対象に、固定資産税の半額分を一定期間補助する制度を新設した。新築アパートを増やして若者の定住を促進していくのがねらい。定住促進条例を改正し「賃貸住宅新築報奨金」の支給を追加し制度化を図った。

地元産の米を  
給食に使用 鹿児島県  
有明町

町は、子供たちに地元農産物のおいしさを知ってもらい、農業に対する関心を高めてもらうと、週三回の米飯給食のうち月一回だけ地元米を使用している。地元米は割高になるが、他の食料費などを抑えることでやり繰りした。今後も地元農産物の使用回数を増やしたい考え。

## 情 報

車なし生活は心地よい  
ついでに「クルマ遮断機」のこと

杉 田 聡 (帯広大学教授)

最近、環境意識の高まりとともに、車を使わない選択が少しずつ現実味を帯びてきました。でも、なかなか「車なし生活」の不便ばかりが気になって、車を手放すことなど思ってもよらない人が多いようです。

でもそういう人は、車を捨てることで失う「便宜」を大げさに考えすぎるようです。逆に車を捨てることで得られるたくさんの「恩恵」について、あまりご存知ないようです。

## 新任都道府県町村会長の略歴

高知県町村会は、三月四日の定期総会で次のとおり会長を選出した。

高知県町村会長

香美郡夜須町長

奥 田 孝 次 郎

昭和六年二月六日生



【住所】高知県香美郡夜須町手結三一五番地

【町村長に当選するまでの経歴】昭

何より歩くことはとても快適です。汗をかくほどの速さで二〇分も歩くと、全身に血液がめぐって体がとても軽くなります。私はもうすぐ五〇歳ですが、歩いた後はまるで二十代にでも戻ったような心境です。

精神的にも快適この上ありません。車を捨てたら、事故を起こす心配から一切解放されて気分が非常に楽になったと言う人はたくさんいます。運転のストレスからも解放され

和二十八年夜須町職員 五十年助役  
五十四年夜須町長

【町村長としての当選回数】六回

【町村会関係の経歴】平成五年県町村会監事 十一年県町村会政務調査委員 十一年郡町村会長

【主な業績】農村情報連絡施設(防災無線放送施設)建設 香南ケーブルテレビ開局 サイクリングターミナル建築 公民館建築 保育園、幼稚園、小学校等建設 総合福祉センター、健康福祉施設建築 上下水道施設の整備・普及 公営住宅、特定優良賃貸住宅の建設 林道整備 夜須町史編集発行 住吉漁港改修 手結港マリンタウンプロジェクトの推進

【趣味】釣り

【家族】妻

ます。また、歩けばありきたりの周囲の風景が全く違って見えてきて、毎日が楽しくなります。

車を捨てる経済的にも余裕がでます。車の維持費を支払うのは大変です。私は拙著『クルマを捨てて歩く!』で「少ない人でも月三万円以上、多い人は一カ月十万円近くかかる」と書きましたが、その後拙著に関するインターネット上のやりとりを見ていたら、それよりもっとかかるという人もいました。一生当たりで見ると九七〇〇万円の差が出る、という数字をはじき出した保険会社さえあります。

車を捨てる人間関係がよくなります。恋人と車に乗ったらその変貌ぶりに驚いたという女性に何人も会いました。これをお読みのあなた大丈夫ですか。運転のせいで恋人を失っているかもしれません。車があればデートができないと思う人もいます。いえいえ、散歩しながらのデートもすばらしいです。車がないと家族関係もよくなります。一緒に旅行したにお父さんは必死で運転しホテルについても寝ているだけ、という「家族旅行」を経験した人は少なくないでしょう。車を捨てて列車やバスで旅をすると、家族同士の十分な心の通いあいが可能です。

みんなが車を捨てるようになる、地域だってよくなります。最近では誰もが車でドアからドアまで移動するため、近所の人同士でも満足に出会わなくなっています。子どもでもそんなのです。そうやって近隣の

住民が出会わないということは、子どもの成長にとっても防犯上もよくありませんが、またこの状態は、私たちが高齢になったとき誰も私たちの生活を助けてくれる人がいない、ということをも意味しています。たくさんの「箱物」に頼るより、近隣の人間関係がよいほうが、老後も元気に生きられます。

車が減れば、子どもやお年寄りが命を脅かされる心配もずいぶん減ります。車はやはり鋼鉄のかたまりです。近所を低速で走っても危険物に変わりありません。普通の道を匿名で走れば、どんなに自分を紳士淑女と思っても、そばを歩く歩行者には全くの脅威です。

ぜひ車なしの生活を! すぐには無理でも、一度は試してみるだけの価値があります。

ついでに、私が最近思いついた画期的なアイデアを披露致します。

交差点での歩行者事故が非常に多いですが、交差点には、歩行者信号が青のときに、歩行者を守るように降りる「遮断機」を設置してやると、交差点事故は激減します。遮断機は踏み切りにあります。あれを信号機と連動させて、横断歩道の横に降りるようにしてやるのです。全国一律の導入は無理でも、どこか試験的に導入してみてもどうかと考えているのですが、これが与える安全と安心感の大きさは、すぐに地域住民に納得されるでしょう。

## 随 想

## ■伊予路に春を呼ぶ

愛媛県町村会長  
ふたみ 双海町 長  
丸山 勇三

随 想

八年前から毎年二月に入るとNHKが双海町の菜の花を見て伊予路に春が来たと、全国に放映していただいております。

二十二世帯九十三人の地域が一体となり、平成と共に十三年前から国道三七八号沿いのJR四国の土手に菜の花の栽培を続けております。

年間通じて草刈り、野焼き、施肥、間引きなど一月ごころ開花を始め、二月から三月いっぱい(二ヶ月間)の長い期間菜の花を見て通る車、立ち止まり花を楽しむ方、菜の花は夕日と並ぶ双海の名物に育って参りました。

これを受けてJR四国は「潮風ウオーク菜の花大会」を開催し、トロッコ列車を走らすなど透き通る海と、夕日と、菜の花は今が満開であります。(三月十五日)

県都松山市から車で約四十分走

ると、十六キロの海岸沿いに、JR四国と、国道三七八号が(タヤけこやけライン)並行して走る、すぐ山、すぐ海といった平坦地の少ない、人口五千七百人の日本が一番夕日が美しい町、双海町があります。

昔からみかんと魚を中心とした第一次産業そのものの町で、今もハウスみかんやキウイフルーツは日本一の産地の一角を占めており、魚は伊予灘で捕れる天然の魚一〇〇%で味は最高、活魚で勝負しており、伝統を誇るイリコ(煮干)は日本一のおりがみつきてあります。しかしながら、第一次産業の不振は経済不況と合わせて今や国あげて極めて厳しい時代を迎え、産地間の生き残りをかけて頑張っております。その心は、生産

者が果たす役割、団体が果たす役割、行政が果たす役割、皆が果たす役割を力いっぱい果たす以外に道は開けないといつも申し上げております。

こうした厳しい環境の中、危機感から多くの町民の参加と時間をかけて双海町は昭和六十二年を町づくり元年と定め、人づくり、拠点づくり、町民総参加の日本一づくりの三本柱を立てスタートしてから十五年を迎えております。

人づくりは双海町の為に燃える人づくり、(現在五十八名が研修を得ております。)拠点づくりは透き通る海と山を生かしたふたみシーサイド公園(道の駅)ふたみ潮風ふれあい公園を建設、一番頭を悩ましたのは双海の個性をどうもって行くかでありました。長い水平線にまるで水墨画の様に浮かぶ島とわずかに立ち止まる夕日、夕日は自然科学しかも夕日は昔から神秘とか、ロマンとか、若者の心をとらえ、夕日は日本人の心のふる里ではないかと・・・個性は日本で一番美しい双海の夕日に決定しました。

もどり来て

瀬戸の夏海

絵のごとし 高浜虚子

以来夕日にこだわって続けて十五年、双海町のキャッチフレーズは

「しずむ夕日が立ち止まる町」海岸国道三七八号は(タヤけこやけライン)日本で一番海に近い駅(下灘駅)で開催するタヤけブラットホームコンサート、タヤけ音楽祭などイベントも夕日にこだわって年間十回開催しております。

住民総参加の双海町が目指す日本一づくりとは、そこだけ……ここだけ……といったオンラインワンの世界ではありません。自分達の汗と智慧で出来るもの・・・夕日、花、メダカ、水辺透き通る海など、自然とそこに住む人間が融合共生する、今流にいえばアメニティのまちづくりであります。

個性のある町づくりに町民総参加で走り続けて十五年、観光客ゼロからスタートし現在双海町へ訪れる方は年間約五十万人。皆さんの御来町を心から歓迎いたしております。

町へ来ていただいている方と町民がどう関わり合いを持つか、今後の大きな課題でもあります。

そこに住む人々の質の高さ、心の豊かさ、健康な身体、高齢者が振り向いた時、良かったなあ……と思ひ感じていただけるまち。

課題に向かって町民の幸せづくりを追求して参りたいと思っております。今後共皆様のご指導ご協力をお願い申し上げます。

## 情 報

## 政策リーダー

## 政策リーダー

## 国民健康保険実態調査報告まとまる

## ―厚生労働省―

厚生労働省はこのほど、平成十一年度国民健康保険実態調査報告をまとめた。

国保被保険者数（平成十一年九月末現在）は、四、六一六・四万人で、国保加入率は三六・四％である。総人口と比較して国保被保険者の年齢構成は高齢者の割合が高く、六五歳以上の被保険者の占める割合は三四・〇％で、総人口の一六・七％より一七・三％高くなっている。

国保加入世帯主の職業をみると、無職の四八・四％（前年比一・七％増）が最も多く、次いで被用者二・七％（同〇・一％減）、自営業一九・八％（同・〇％減）となっており、農林水産業は六・一％と年々低下傾向にある。

市町村被保険者のうち、二、九三四保険者（全保険者の九〇・四％）が保険料を税として課税しており、規模別に見ると、被保険者五万人以上の大規模な保険者で課税している割合が低くなっている。賦課方式は、所得割、資産割、均等割、平等割の全てを賦課する四方式保険者が二、九二四保険者（同九〇・一％）と最も多く、三方式保険者が二七八保険者、二方式保険者が四三保険者の順となっている。

また、保険者の規模別収納率をみると、被保険者数五千人未満の保険者で、収納率九八％以上が七三二保険者あるのに対し、保険者の規模が大きくなるほど収納率の低い保険者の割合が高くなっている。

## 「廃棄物・リサイクル制度の基本問題に関する中間取りまとめ」まとまる

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会（部会長 花嶋正孝 福岡県リサイクル総合研究センター長）は、廃棄物の処理責任の徹底、適正処理の確保、排出抑制と円滑なリサイクルの推進の観点から、廃棄物・リサイクル制度の基本問題について検討を行い、このほど、中間とりまとめを行った。

同中間とりまとめは、リサイクルの推進と適正処理の確保が両立できる制度の確立を目指し、廃棄物の定義・区分のあり方やリサイクルに係る廃棄物処理業・施設に対する規制及び排出者責任・拡大生産者責任等に対する見直しの基本的方向性を示している。

廃棄物の定義については、現行同様リサイクル可能物を含め不要物を広く廃棄物として定義するとともに、不要物以外のリサイクル可能物についても規制対象とする方向で考えるべき一等としている。

また、拡大生産者責任については、他の政策手法と比較しつつ、より一般化、拡大・強化していくことが必要であるとし、物の特性に応じ、製造事業者のみならず販売事業者なども含め広く対象とするべきである一等としている。

なお、同部会では今後、国民の意見などを踏まえ、平成十四年度内を目途に、廃棄物・リサイクル制度の基本問題に対する見直しの具体的な内容について、最終的な取りまとめを行う予定。

## 保安林整備計画変更

## ―保安林指定面積倍増―

林野庁は、昨年七月に施行された森林・林業基本法に基づき、森林及び林業をめぐる情勢の変化を踏まえた新たな理念の下に保安林の整備を進めることとし、このほど、全国で二百十八の流域ごとに農林水産大臣が定めた第五期保安林整備計画（平成六（十五年度））を変更した。

新たな計画は、保安林の指定については、森林所有者の自助努力では適正な整備が進みがたい森林などのうち、特に公益的機能の発揮が要請される森林について、積極的・計画的に保安林に指定して保全することとした。特に奥地水源林などの国有林については、国民共通の財産であることを踏まえ、相当部分を保安林に指定することとしている。

また、保安林区域内の森林施策については、森林に対する国民のニーズの変化を踏まえ、複層林施策の積極的な推進等多様な森林施策に対応できるよう保安林における森林施策の方法等の見直しをはかることとしている。

この計画変更により、指定計画量は当初の八十五万八千haから百八十三万四千haに倍増し、平成十五年度末の保安林面積は千六万ha（総森林面積の四十％）になる。

## くつろぎと機能性が調和する 都心の快適空間です。

官公庁ビルの立ち並ぶ霞ヶ関のほど近く、都心にありながら、

喧騒を離れた、心落ち着ける空間として全国町村会館は

多くの皆様にご利用いただいております。

静かでゆったりとした客室に、味わい豊かなお料理。

一流ホテル(帝国ホテルグループ)との提携による

上質なサービスで皆様をお迎えいたします。

町村主催の各種行事に

自治大学校などの交友会に

職員旅行・家族旅行に

小・中学校の東京での行事参加に

### やすらぎを大切にした客室

客室は、静かさと心地よさに配慮し、全室を7階以上に配置いたしました。室内インテリア全体を落ち着いた雰囲気にとめ、ゆったりとしたやすらぎのひとつをお過ごしいただけます。また、会議室やホール、レストランと和食処、ホテルショップなどの施設も充実しております。

土・日・祝日で宿泊は、  
通常料金より20%割引でご利用いただけます。

※金曜のご宿泊にも、通常料金の15%OFFにてご利用いただけます。

シングル 131室 通常料金 8,500円より ツイン 18室 通常料金 16,000円より

シングル 6,800円より ツイン 12,800円より



シングル

ご予約・お問い合わせは



**全国町村会館**

TEL:03(3581)0471

FAX:03(3581)0220

〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号 <http://www.zck.or.jp/kaikan/index.html>

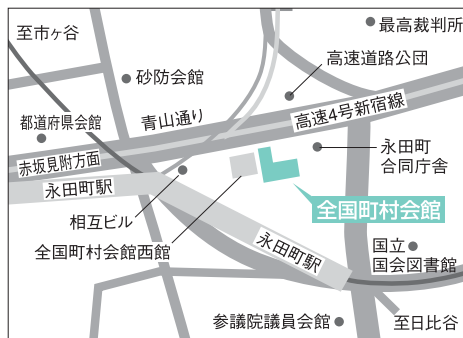


### 都心に近く便利なロケーション

東京での活動拠点として最適なロケーションです。会議や研修、パーティーなど用途に応じて幅広くご利用いただけます。

※宴会場ご利用のお客様の地元特産品などの持ち込みは自由です。

※ご宴会のお料理は、ご希望とご予算に応じてご用意いたします。



【交通案内】  
 ■有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町駅」3番出口徒歩1分  
 ■丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩5分  
 ■タクシー 東京駅から約20分

#### 東京観光地への アクセスガイド

- 東京ディズニーランド／地下鉄永田町駅からJR舞浜駅まで約34分
- 浅草／地下鉄赤坂見附駅から浅草駅まで約27分
- 東京タワー／地下鉄永田町駅から御成門駅まで約25分
- 東京ドーム／地下鉄永田町駅から後楽園駅まで約10分
- 東京都庁展望台／地下鉄赤坂見附駅から新宿駅まで約10分

市町村職員共済組合等の宿泊助成券がご利用いただけます。